

ラコン通信

トータル人事労務管理をサポートする
社会保険労務士 ヒライ労働コンサルタント
〒500-8207 岐阜市日野北5-8-13
TEL 058 (247) 0777 / FAX 058 (247) 0711
e-mail info@acon.co.jp / HP www.lacon.co.jp

令和3年3月号

WEBセミナーのご案内

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年の労働法講演会は、新型コロナ感染予防のため中止とさせていただきましたが、パートタイム・有期雇用労働法の改正法が昨年4月1日より施行になっており、今年の4月1日からは中小企業も施行となるなど待ったなしの状況にあります。

当所では、こうした法改正動向や今後の講演会の在り方を検討してまいりましたが、皆様へ最新の情報提供をすることを使命としている事務所方針からしても、コロナ禍にあっても継続的な情報発信すべきとの結論に至り、今回のWebセミナー開催の運びとなりました。

こうした形式でのセミナーは、今後も重要な法改正や、助成金の解説等必要に応じて随時開催していく予定です。Webセミナーの開催案内やセミナーーアーカイブ情報、労働関係についてのトピックについては、当所ホームページ内のブログ他でもご案内いたしますので、皆様には当所ホームページ（www.lacon.co.jp）を定期的に閲覧いただきますようお願い致します。

今回のセミナーでは、パートタイム・有期雇用労働法における同一労働同一賃金についての取組について当所職員の坂隆昭より、具体的に分かり易く解説してもらいますので、同一労働同一賃金についてご検討中の事業所の皆様はお早めにお申し込みください。

記

日 時 : 2021年4月8日(木) 午後2時00分～3時00分

受付日時 : 3月29日(月) 正午まで (空席有りのため、再募集します。)

参 加 費 : 無料

講 師 : 坂 隆昭(特定社会保険労務士)

演 題 : 「同一労働同一賃金への対応のための具体的取組」

コロナ禍の中、パートタイム・有期雇用労働法改正法の施行に伴い多くの事業主様から、同一労働同一賃金への対応についてご相談を頂いております。例えば、従業員から次のような質問を受けた場合、どのように説明されるでしょうか?

パート従業員「どうして私は○○手当をもらえないのですか?」

嘱託従業員(定年後の再雇用者)「定年前と仕事内容が変わらないのに、どうしてこんなに給料が下がるのか?」

今後は、このような質問に対しても、企業規模にかかわらず、説明義務を果たさなければなりません。そこで、説明義務を果たすための、同一労働同一賃金への取組について具体的に解説致します。

※受講申し込み

社名、参加者名をご記入の上、3月29日(月)正午までに次のお申込みアドレスまでメールにて受講申し込み下さい。

お申込みアドレス : info@acon.co.jp

今回のセミナーは、申し込みが100名になり次第、締め切りとさせていただきますが、当所顧問先の皆様にはアーカイブにて後日ご視聴頂けるようにする予定です。

パート・アルバイトへの社会保険適用

-2022年10月より段階的に拡大-

厚生労働省は、パート・アルバイトへの社会保険の適用拡大について、事業主を対象とした特設サイトを開設しました。

現在は、従業員数501人以上の企業で働くパート・アルバイトが社会保険の適用となっていますが、2022年10月からは従業員数101人～500人の企業で働くパート・アルバイトも適用となります。

また、特設サイトでは、社会保険料のシミュレーションも出来るようにです。

◇対象企業

- ①2022年10月からの対象企業：従業員数101人～500人の企業で働くパート・アルバイトが新たに適用
- ②2024年10月からの対象企業：従業員数51人～100人の企業で働くパート・アルバイトが新たに適用

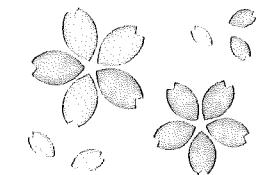
※従業員数のカウント方法：現在の厚生年金保険の適用対象者(A+B)

A：フルタイムの従業員数

B：週労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数(従業員数には、パート・アルバイトを含みます。)

◇新たな加入対象者(以下の全てに該当するパート・アルバイトの方)

- ・週の所定労働時間が20時間以上30時間未満
- ・月額賃金が8.8万円以上
- ・2ヵ月以上の雇用の見込みがある
- ・学生ではない



コロナ禍 事業承継予定期を後ろ倒しにする傾向

日本商工会議所は、このほど「事業承継と事業再編・統合の実態に関するアンケート」の調査結果を取りまとめ、発表しました。

コロナ禍の影響により売上が減少している企業ほど、事業承継予定期を後ろ倒しにする傾向があることが分かりました。

【調査結果のポイント】

(1) 事業承継の現状とコロナ禍の影響

○後継者の決定状況は「経営者年齢が60歳以上の企業」で約半数が決定済み。一方、後継者不在企業は約2割を占める。

○同族経営が多数を占める中小企業において、親族内承継が約8割を占めている。一方、親族外承継が徐々に増加しており、2000年代は約1割、2010年以降では約2割となっている。

○事業承継の時期について、コロナ禍の影響により売上が減少している企業ほど、事業承継予定期を後ろ倒しにする傾向。今後、コロナ禍の影響が長期化した場合、事業承継が遅れる企業の増加が懸念される。

○経営者の在任期間別の利益状況について、「社長就任後10年末満の企業」の約6割は直近期黒字。一方、「社長就任後30年以上の企業」はコロナ禍を受けて赤字を見込む割合が最も大きい。中小企業は、事業承継を通じて経営を活性化することで、業績向上や環境変化に対応しており、コロナ禍からの経済の再生に向けて事業承継の促進が一層重要となる。

- 日本商工会議所 ニュースラインより抜粋 -

☆ 令和3年度の協会けんぽの健康保険料率は、3月分(4月納付分)からの適用となります。

岐阜支部の場合、健康保険料率は(旧)99.2/1000から(新)98.3/1000へ、介護保険料率は(旧)17.9/1000から(新)18/1000へ変更となります。なお、健康保険料率は都道府県ごと支部別に異なります。

鉛筆子